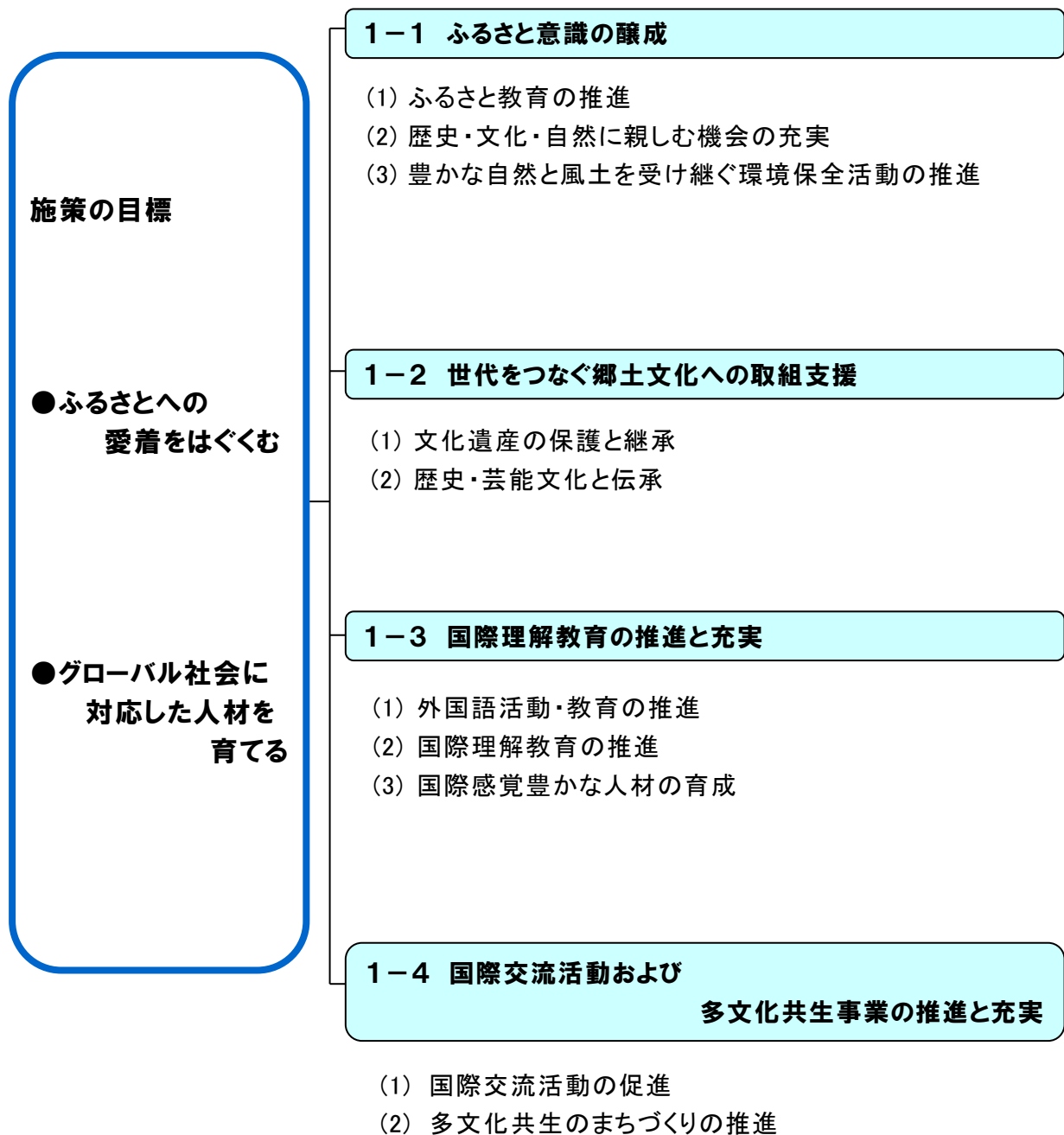


第3章 計画を実現するための具体的な施策

前章に示した7つの施策の基本目標に基づき、以下の施策に取り組みます。

●基本目標1

郷土の文化や風土を学び、国際社会に通じる人づくり



施策の目標 ●ふるさとへの愛着をはぐくむ
●グローバル社会に対応した人材を育てる

津幡町は、古くから加賀・能登・越中三国の分岐点として経済、交通、文化の交流の上で大変大きな役割を果たしている地域であり、歴史遺産が数多くあります。日本有数の面積をもつ森林公園をはじめ、豊かな自然や各地域ではぐくまれた伝統文化などを身近に感じながら、子どもから大人まで広く町民が郷土に愛着と誇りをもてるよう、ふるさと教育を充実していきます。

また、国際化が急速に進展している今日、異なる文化に対する理解を深め、互いの人権を尊重し、協力し助け合いながら、共に生きていく資質や能力を身に付けることが大切です。

津幡町に現存する郷土の文化や伝統を理解し、尊重する態度、そして、国際的な視野に立って主体的に生きようとする心を育成します。

施策の展開 1-1 ふるさと意識の醸成

ふるさとの豊かな自然や伝統文化、歴史遺産などについての知識や理解を深め、「ふるさと・つばた」を愛し、誇りに思う心をはぐくみます。

見る、聞く、触れるなどの五感をとおした探究的・体験的な学習の充実を図りふるさと教育を推進します。

施策の方針

(1) ふるさと教育の推進

- ① 歴史や伝統文化などの体験的学習をとおして、ふるさとへの興味・関心を高め、郷土を知り、郷土を愛する心や誇りに思う心をはぐくみます。
- ② 地域の学習資源や人材を活用し、津幡町の歴史について学ぶ活動を、地域と学校が一体となって推進していきます。
- ③ 学校と地域が連携し、津幡町の歴史文化をさまざまな角度から学ぶ教材の充実を図り、活用します。
- ④ 地域に伝わる伝統文化を広く周知するとともに、伝統文化の継承を図ります。

(2) 歴史・文化・自然に親しむ機会の充実

- ① 古くから町に伝わる祭り、行事、風習などの町の歴史や使用されてきた生活道具を体験できる場所を整備し、充実を図っていきます。
- ② 郷土の文化遺産や民俗資料、文化財の公開を図り、その重要性を町民が再認識できる機会をつくります。

(3) 豊かな自然と風土を受け継ぐ環境保全活動の推進

- ① 県内有数の巨樹などの自然遺産をとおして、周辺環境への興味をもたせ、環境保全について学ぶ機会の創出に努めていきます。
- ② エネルギーの消費削減、資源のリサイクル、地域資源を生かした環境について学習する体制を整備していきます。

具体的な取組

(1) 地域の身近な人材の発掘・育成

- ① 津幡町の歴史や伝統文化など、専門的な知識や体験を有した地域の身近な人材（まちの先生[※]）の把握や発掘に努め、人材バンク登録を充実させます。
- ② 「まちの先生」を活用し、津幡町の民話をはじめ地域資源の再発見、資料収集を充実させます。
- ③ ボランティア団体と連携を図ることで多様な生涯学習の場を提供するとともに、れきしる友の会など人材の育成や地域の「学びの循環」の促進に努めます。



【津幡町の名産「まこも」を使った「まこも筆体験」（中学校・体験講座）】

(2) ふるさと愛を醸成する学習活動

- ① 町民大学講座などを活用し、町の歴史や文化資源についての学びの場を充実させます。
- ② 「まちの先生」を活用し、「こども郷土史講座」などの開催を充実させるとともに、出前授業や津幡ふるさと歴史館「れきしる」および歴史民俗資料収蔵庫の見学など、学校教育と連携をとりながら、学習機会を創出します。
- ③ 郷土の歴史について関心や興味を持つよう情報発信の機会を多く持ち、「れきしる」での各種事業や企画展示を充実させます。

※まちの先生…趣味や特技を生かして、学校の授業や生涯学習講座で活動する講師。

- ④ 津幡町歌に合わせた体操の普及をはじめ、町民だれもが津幡町歌が歌えるよう、町歌斉唱の機会の充実に努めます。
- ⑤ ふるさと愛の醸成を町民目標に掲げていきます。

《実施目標》

	平成30年度	令和5年度
れきしる子ども歴史民俗講座受講人数	143人	200人
子ども郷土史講座開催学校数	5校	9校
出前授業開催学校数	5校	7校

(3) 歴史文化伝承施設の整備と活用

- ① 古くから町で使用されてきた生活用具や農具などの民俗資料を津幡町歴史民俗資料収蔵庫において収集・保存し展示することで、町民や子どもたちに暮らしの技や知恵を伝えていく機会を充実します。
- ② 町内に多くある文化財や歴史を学べる場としていくため、津幡ふるさと歴史館「れきしる」や歴史民俗資料収蔵庫を整備し、展示企画を充実させます。
- ③ 歴史文化を伝承するため、道の駅や倶利伽羅塾、河合谷ふれあいセンターなど、町内の歴史文化施設相互の連携を図ります。

〈津幡町歴史民俗資料収蔵庫〉



〈津幡ふるさと歴史館 れきしる〉



〈収蔵庫 展示〉



〈れきしる 展示〉



(4) 郷土理解のための体験・学習活動推進

- ① 郷土文化一校一取組の推進や社会科副読本を活用した歴史学習を行います。
- ② 郷土についての理解を深め、地域と学校が連携して郷土芸能体験などの機会を拡充します。
- ③ 「まちの先生」や観光ボランティアガイド「つばたふるさと探偵団」、「れきしる友の会」を活用し、地域に伝わる文化や地域の歴史・自然に対する体験学習を推進します。
- ④ ふるさと知識を高めるため、津幡町観光協会が実施する「津幡ふるさと検定」への参加を促進します。

(5) 自然体験・環境保全活動の推進

- ① 自然体験活動（巨樹・巨木見学、M I S I Aの森見学など）を通じて、自然に対する知識・理解を深め、また、環境保全に対する意識の向上を図ります。
- ② 各学校、地区におけるゴミ収集、資源ゴミ回収、除草作業などとおした環境美化活動を行います。
- ③ 石川工業高等専門学校や県立津幡高等学校などの高等教育機関との連携を図り、環境についての発表などを通じて環境汚染問題などに対する理解を深め、日常生活において環境に配慮できるような環境教育を行います。



【津幡町が誇る巨樹・巨木の調査】

石川県森林公園「MISIAの森」



MISIAさんが推進するプロジェクト
「MISIAの森」

【ミーシャの森の自然体験】

施策の展開 1-2 世代をつなぐ郷土文化への取組支援

今日、生活様式の変化や世代交代から、古くから伝わってきた暮らし方の中にあつた技や知恵などを語り伝えていくことが難しくなっています。津幡町には、地域の祭りや行事、風俗、生活用具や農具、伝統の味、子育ての工夫など、後世に伝え残していきたいものがたくさんあります。

郷土の歴史や伝統文化を守り、次世代に継承するとともに、地域資源を生かした新たな文化の創造と振興を図っていくよう努めていきます。

施策の方針

(1) 文化遺産の保護と継承

- ① 町内に残る文化遺産の調査を一層推進し、埋蔵文化財の保護を図り、新たな歴史的価値のある遺産の保全管理に努めます。
- ② 歴史的埋蔵文化財の活用における情報の整備と発信に努めます。

(2) 歴史・芸能文化の伝承

- ① 伝承されてきた生活の技や暮らしの知恵、文化・芸能などの継承に努めます。
- ② 後継者・指導者の育成を図るとともに、広く町民に情報発信を行っていきます。
- ③ 町の伝統芸能の継承を担う地区の青年団や文化団体などの活動を支援するとともに、新たな文化の創造に向けた取組を推進します。

具体的な取組

(1) 文化財保護活動の充実

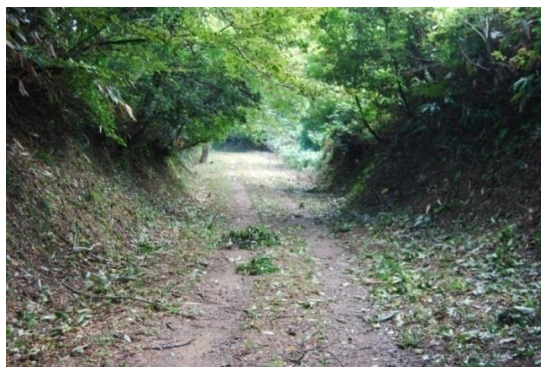
- ① 地域に埋もれている貴重な文化遺産や歴史ある地域資源を調査収集し、重要なものについては、指定・登録を行い、保全に努めます。
- ② 文化財の保存活用を進め、防災対策や修繕などを行うために、経常的な維持管理に努めるとともに、補助金などの支援により文化財の保全継承に努めます。
- ③ 歴史国道の環境整備や津幡ふるさと歴史館・歴史民俗資料収蔵庫などの施設機能強化、展示の充実を図るとともに歴史資料の保存や公開に努め、保護活動を促進する環境づくりを行います。
- ④ 各種助成金等を活用するなど、地域で行う伝統芸能活動や学習を支援します。

(2) 歴史・文化遺産の活用と情報の発信

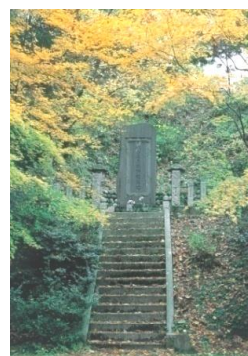
- ① 歴史散策マップなどを作成し、町の歴史文化の周知と観光資源としての活用を

図ります。

- ② 町内外のイベント等をとおして、町の伝統芸能を発信していきます。
- ③ 文化財調査報告書や民話などの歴史的資料を広く頒布し、文化財の公開・活用を促進します。



【歴史国道※¹いしかわ歴史遺産※²（倶利伽羅）】



【峨山禅師※³生誕地】



【笠野デンデコ太鼓】



【獅子舞】

(3) 新たな文化の創造と進展

- ① 質の高い文化、本物に触れる場と機会の充実を図り、子どもたちの感性や創造性をはぐくみ、科学技術の発展や音楽、芸術などの芸術文化教育の振興に努めます。
- ② 伝統文化を継承するだけでなく、時代に適応した形で誰でも気軽に学び、体験できる「古」と「新」が融合した新たな伝統文化の創造を検討します。

※1) 歴史国道…北陸道「倶利伽羅峠」は、源平合戦の「火牛の計」に関わる史跡や加賀藩の参勤交代のための往還道など、その歴史的、文化的価値が評価され、平成7年6月に国土交通省が進める「歴史国道」の全国12箇所の一つとして認定。

※2) いしかわ歴史遺産…平成30年2月に、「いにしへの記憶をたどる道～倶利伽羅峠～」として認定。

※3) 峨山禅師…建治2（1276）年～貞治5（1366）年。鎌倉時代後期～南北朝時代。享年91。津幡町瓜生の生まれ。總持寺（現・輪島市門前町）の住職として42年間勤め、曹洞宗の教えを全国に展開する基盤を形成する。毎年6月23日には、禅師の徳を偲び、峨山禅師の生誕地・津幡町瓜生にある「峨山園」で峨山禅師生誕祭が行われている。

施策の展開 1-3 国際理解教育の推進と充実

社会や経済のグローバル化が急速に進展する中、将来、世界を舞台に活躍する国際性豊かな人材を育成するため、外国語教育が重要になっています。特に、相手の立場を尊重しつつ、外国語を用いて自分の考えや意思を的確に伝えられるコミュニケーション能力を身に付けることが大切です。

また、国際交流を行う各種団体との連携を図り、国際理解を深めるための体験活動や講座などの学習機会を充実させるとともに、国際社会に生きる人材育成から国際交流を推進し、国際的感覚と幅広い視野を身に付けた人材の育成に努めます。

施策の方針

(1) 外国語活動・教育の推進

- ① 児童生徒の国際理解を促進するために、小中学校における外国語活動、英語教育を推進していきます。
- ② 小中連携の視点に立った英語教育における授業の質の向上をめざし、教職員の指導力向上に努めます。

(2) 国際理解教育の推進

- ① 芸術文化、スポーツなどの分野での交流、中学生の海外派遣や姉妹校との交流、国際交流員の配置などを促進します。
- ② 外国の文化や考え方について理解する国際理解教育を推進し、尊重し合う国際感覚を養います。

(3) 国際感覚豊かな人材の育成

- ① 幼少期から外国のさまざまな文化に慣れ親しむ環境づくりを促進していきます。
- ② 義務教育9年間を見通した国際理解教育を実施し、豊かな国際感覚の育成に努めていきます。
- ③ 多様な文化に対する理解を深め、国際社会で活躍できる力をはぐくみます。
- ④ 外国人との交流を深め、外国の生活・文化を知る機会を設けるなど、誰もが参加でき、豊かな国際感覚をはぐくむ国際交流団体を育成します。



【小学校での英語授業】

具体的な取組

(1) 外国語教育の充実

- ① A L T^{※1}や語学指導協力員を各小中学校に配置し、外国語活動、英語学習の充実を図ります。
- ② 中学校においては、ALTなどと英語科教員との連携を密にし、授業の充実に努めていきます。
- ③ 小学校では、A L Tなどを活用して生きた英語に触れ、児童の外国語活動、英語学習への意欲を高めます。
- ④ A L TやC I R^{※2}によるキッズイングリッシュクラブを実施し、児童の英語に対する興味・関心を高め、言語や文化に対する理解が深まるよう工夫します。

(2) 国際交流による国際理解教育の充実

- ① 海外派遣および姉妹校交流を行い、相互交流を促進することで児童生徒の国際性をはぐくみます。



【中学生海外派遣：ノーザンビーチス校での授業の様子】



【姉妹校交流：津幡町での交流の様子】

※1) A L T…【Assistant Language Teacher】小学校・中学校で語学指導に従事する外国語指導助手。

※2) C I R…【Coordinator for International Relations】地域において国際交流活動に従事する国際交流員。

- ② 海外からの訪問を積極的に受け入れ、ホームステイなどをとおして、国際理解を深めます。
- ③ CIRを積極的に活用し、町民と外国人が気軽にふれあい、異国文化を知るための国際交流事業の展開および拡充をめざします。
- ④ 国際交流を行う各種団体との連携を推進し、国際理解を深めるための体験活動の実施や、国際理解講座の開催を行います。

(3) 国際社会で活躍できる教育活動の推進

- ① 小中学生を対象とした英語スピーチコンテストを実施します。
- ② ALTやCIRを活用し、外国語を用いて楽しくコミュニケーションを図る体験活動や、外国語の音声やリズムなどに慣れ親しむ環境づくりに努めていきます。
- ③ 国や県が行う交流事業（「石川少年の翼」など）の参加を推奨し、国際的な視野に立つ人材の育成に努めます。

施策の展開 1-4 国際交流活動および多文化共生事業の推進と充実

日本文化に愛情や誇りをもつとともに、異なる文化に対する理解を深め、互いの人権を尊重し、協力し助け合いながら共に生きていく資質や能力を身に付けることが大切です。町民一人一人が国際化・多文化共生社会に対する理解を深めるとともに積極的に国際交流・多文化共生に向けた取組への参加を促進します。

日本とは異なる文化をもつ在住外国人が多く生活している地区では、在住外国人との交流を図るための行事が開催されるなど、多文化共生活動が芽生えてきており、その活動を推進し、支援する体制を確立します。

施策の方針

(1) 国際交流活動の促進

- ① 町民誰もが気軽に参加できるような国際交流の促進に努めます。
- ② 国際交流ボランティアの育成に努めます。

(2) 多文化共生のまちづくりの推進

- ① 地域の住民として在住外国人が円滑な日常生活をおくることができるよう、多文化共生社会の周知を図ります。
- ② 在住外国人や外国人児童生徒が日常生活や学校生活への適応が図れるよう支援します。

具体的な取組

(1) 地域とつながる国際交流活動の推進

- ① 町の行事と連携し、町民誰もが気軽に参加できる国際交流活動の企画・充実に努めます。
- ② 海外にて交流活動をした経験を、地域に還元できるような国際交流活動の場の提供や環境整備を行います。
- ③ 地域とつながる国際交流活動の広報紙やメール配信等での広報に努めます。
- ④ 国際体験の周知を図るため、海外派遣などを体験した者や留学経験者などを国際交流ボランティアとして育成し、地域社会に和をもたらす国際交流活動を進めます。

(2) 多文化共生事業の推進と充実

- ① 国籍や民族の異なる人々が交流できる場を企画し提供します。
- ② 外国人が、気軽に日常の生活情報や知識が得られる交流の場の提供に努めます。
- ③ 津幡町に在住する外国人を幅広く支援するため、ボランティアの育成を推進していきます。
- ④ 帰国・外国人児童生徒が授業を理解し、円滑な学校生活をおくれるよう語学支援・相談体制の充実に努めます。



【にほんごカフェの様子】



【国際交流掲示板】